

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 25日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県敦賀市永大町

氏名 永大産業株式会社 敦賀事業所
事業管理部長 永田 千麻紀

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-23-2331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	永大産業株式会社 敦賀事業所
事業場の所在地	福井県敦賀市永大町
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

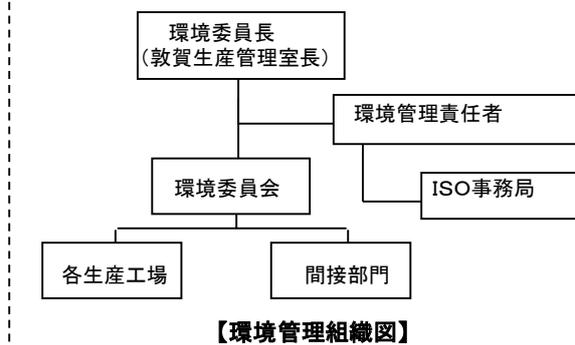
①事業の種類	E12 (木材・木製品製造業(家具を除く))
②事業の規模	7,089 (百万円) (令和5年度出荷額)
③従業員数	216人 (構内全従業員数) (2024.05末現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ○燃え殻、○ガラスくず、○汚泥、○安定型混廃⇒最終処分業者へ委託 ○廃プラ⇒中間処理業者(破碎・選別、焼却)へ委託(一部再資源化) ○廃油、特管廃油⇒中間処理業者(混合調整、焼却)へ委託(再資源化) ○木屑⇒中間処理業者(破碎・選別)へ委託(燃料として再資源化) ○水銀使用製品産業廃棄物⇒中間処理業者(破碎・脱水銀化)へ委託 ○廃電池類⇒中間処理業者(選別・破碎)へ委託(処分後埋立) ○廃酸・廃アルカリ⇒中間処理業者(中和、焼却)へ委託 ○特管廃アルカリ⇒中間処理業者(中和)へ委託 ○廃PCB⇒中間処理業者(焼却)へ委託(無害化処理後埋立)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・ IS014001に関する社内規定により定められた「環境管理組織図」により管理を行う。
- ・ 環境委員長（敦賀生産管理室長）のもと、環境委員会を設置する。
- ◎廃棄物関係責任者
 - …環境管理責任者（生産技術課長）
 - ・ 廃棄物処理施設技術管理者
 - ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者
- ◎廃棄物関係管理担当
 - …ISO事務局（生産技術課）
 - ・ 産廃委託契約、マニフェスト管理 等
 - ・ 処分業者及び排出事業者としての官公庁への届出



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、廃プラ等、集積場を分け他の廃棄物が混入しないよう管理をしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状を維持していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】														
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃油	廃プラスチック類	汚泥	安定型混合廃棄物	木くず	水銀使用製品	廃電池類	ガラスくず	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油(特管)	廃アルカリ(特管)	微量PCB
①現状	排出量	171.24 t	142.76 t	31.96 t	25.44 t	18.89 t	503.96 t	0.301 t	0.043 t	3.48 t	10.58 t	1970.41 t	9.71 t	0.52 t	19.788 t
	※PB工場被災及び閉鎖により、昨年度は一過性の廃棄物が多量に発生した。 （これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー設備の保守保全により、燃焼効率を維持し、燃え殻発生を低減する。 ・脱水汚泥を乾燥させることにより、汚泥重量を低減する。 ・蒸気漏れの撲滅により、蒸気使用量の低減を図り、燃え殻発生量を低減する。 ・廃プラスチック類の分別による有価物利用。 														
	【目標】														
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃油	廃プラスチック類	汚泥	安定型混合廃棄物	木くず	水銀使用製品	廃電池類	ガラスくず	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油(特管)	廃アルカリ(特管)	微量PCB
②計画	排出量	150.0 t	20.0 t	30.0 t	25.0 t	15.0 t	0.0 t	0.3 t	0.04 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	9.0 t	0.0 t	0.0 t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに実施している取組の継続。 ・ボイラー稼働時間の見直しにより、燃焼量を抑制し、燃え殻発生量を低減する。 ・接着剤の残量管理により、汚泥の発生量を抑制する。 ・塗料残量管理による、引火性廃油の発生量を抑制する。 														

別紙②
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】													
産業廃棄物の種類		燃え殻	廃油	廃プラスチック類	汚泥	安定型混合廃棄物	木くず*	水銀使用製品	廃電池類	ガラスくず	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油(特管)	廃アルカリ(特管)	微量PCB
①現状	全処理委託量	171.24	142.76	31.96	25.44	18.89	503.96	0.301	0.043	3.48	10.58	1970.41	9.71	0.52	19.788
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0	142.76	0.0	25.44	0.0	0.0	0.301	0.043	0.0	10.58	1970.41	9.71	0.52	0.0
	再生利用業者への処理委託量	0.0	142.76	18.18	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5	0.0	0.0
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(これまでに実施した取組)														
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の所内規程『産業廃棄物管理規程』に基づき、業者の選定や処分場視察を実施。 ・上記規定に従ってマニフェスト管理を実施。 ・優良事業者への排出>再生利用業者への排出>熱回収事業者への排出と優先順位をつけて、産廃契約を締結。 															
		【目標】													
産業廃棄物の種類		燃え殻	廃油	廃プラスチック類	汚泥	安定型混合廃棄物	木くず*	水銀使用製品	廃電池類	ガラスくず	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油(特管)	廃アルカリ(特管)	微量PCB
②計画	全処理委託量	150.0	20.0	30.0	25.0	15.0	0.0	0.3	0.040	0.0	0.0	0.0	9.0	0.0	0.0
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0	20.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.3	0.040	0.0	0.0	0.0	9.0	0.0	0.0
	再生利用業者への処理委託量	0.0	20.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	0.0	0.0
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(今後実施する予定の取組)														
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組の継続。 															